

2022年1月28日

日本入国時の検疫措置の変更について
(新型コロナウイルス関連)

- 1月29日午前0時以降、日本入国後の待機期間が、10日間から7日間に短縮されることとなりました。
- 1月31日午前0時以降にウズベキスタンから日本に入国した際は、検疫所が指定する宿泊施設において3日間の待機が求められることとなりました。

1 1月29日午前0時(日本時間)以降、ウズベキスタンからの帰国者・入国者に求められる自宅等での待機期間は合計7日間となります。

2 待機期間の計算方法は、入国日の翌日が1日目となります。

3 1月31日午前0時以降(日本時間)にウズベキスタンから日本に入国した方は、ワクチン接種の有無にかかわらず検疫所が指定する宿泊施設で3日間の待機が求められます。

4 3日目に検査を受けていただき、陰性であれば、4日目以降から7日目までは自宅又はご自身で用意されたホテル等において自主隔離となります。

5 検疫所が定める宿泊施設での待機にかかる費用は、日本政府が負担します。

6 全ての待機期間中は、アプリ等を通じた健康フォローアップが行われますのでご協力をお願いします。

7 全ての待機期間中は、公共交通機関の利用はできませんのでご注意ください。

8 今後の感染状況により、措置の内容や待機期間等が変更された場合は、外務省及び当館より連絡いたします。

措置の詳細については以下のリンク先を参照してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C013.html

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日緊急連絡先) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903